

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）</p> <p>第五条 法第百十条第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。</p> <p>2 法第百十条第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。</p> <p>（第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）</p> <p>第五条の二 法第百十条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。</p> <p>1</p> <p>2 法第百十条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。</p>	<p>（負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）</p> <p>第五条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（新設）</p>